

国の補助金等を用いたエコポイントの取得等について

環境省、経済産業省及び総務省より、文部科学省を通じて、経済危機対策として実施する「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」において、国の補助金等を用いて個人及び法人がエコポイント対象家電製品を購入し、エコポイントの取得を行ってはならない旨の連絡がありました。

つきましては、科学研究補助金（直接経費・間接経費）により研究を行う際に、仮にエコポイント対象商品を購入する必要がある場合には、エコポイントの取得に係る申請を行わないようお願いいたします。また、エコポイントの対象家電製品を購入された場合は、文部科学省に情報提供を行いますので、研究支援課へご連絡ください。

対象家電製品：統一省エネラベル4つ星（★★★★）相当以上のエアコン、冷蔵庫及び地上デジタル放送対応テレビ

資料 国の補助金等を用いた場合のエコポイント取得等について（文部科学省）

国の補助金等を用いた場合のエコポイント取得等について（依頼）（環境省・経済産業省・総務省）



(本)石川
(印) 総務
課

事務連絡
平成21年9月1日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局学術研究助成課長

国の補助金等を用いたエコポイントの取得等について

標記の件について、別添のとおり環境省、経済産業省、総務省からの平成21年8月6日付け事務連絡により、政府が経済危機対策（平成21年度一般会計補正予算（第1号））として実施する「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」において、国の補助金等（注）を用いて個人及び法人がエコポイント対象家電製品を購入し、エコポイントを取得し、商品と交換することは国費を重複して受給することにあたることから、国費の適正な支出を確保するため、エコポイントの取得を行ってはならない旨の連絡がありました。

については、科学研究費補助金により研究を行う際に、仮にエコポイント対象製品を購入する必要が生じた場合には、エコポイントの取得に係る申請を行わないよう、所属する補助事業者（研究代表者及び研究分担者）及び事務担当者等関係者に対して周知願います。

なお、エコポイント対象家電製品の購入に関する情報提供について依頼がありましたので、別添の事務連絡を確認いただきますようお願いいたします。本件のお問い合わせについては直接「グリーン家電エコポイント事務局」にご連絡願います。

（注）国が直接交付する補助金及び国の補助金を原資とし独立行政法人（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む）及び特殊法人が交付する補助金を含みます。

事務連絡
平成 21 年 8 月 6 日

各省庁等会計課長 殿

環境省総合環境政策局環境経済課長
経済産業省商務情報政策局情報通信機器課長
総務省情報流通行政局地上放送課長

国の補助金等を用いた場合のエコポイント取得等について（依頼）

政府が経済危機対策（平成 21 年度一般会計補正予算（第 1 号））として実施する「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」については、個人を対象としたエコポイントの登録・商品交換申請の受付開始（平成 21 年 7 月 1 日）に引き続き、同年 8 月 7 日から、法人を対象とした受付を開始する予定です。

これに伴い、国の補助金等国費を重複して受給することを防止し、国費の適正な支出を確保するため、下記のとおり依頼いたしますので、御理解・御協力を賜りますとともに、貴管下関係機関、独立行政法人等、補助金担当課室に対しましても、周知方よろしく願います。

記

1. 国の行政機関等に係るエコポイント取得について（周知依頼）

(1) 国の行政機関等に係るエコポイント取得

① 国の行政機関

国の行政機関がエコポイントの対象家電製品^(注)を購入する場合、エコポイントを取得することはできません。

(注) 対象家電製品：統一省エネラベル 4 つ星（★★★★）相当以上のエアコン、冷蔵庫及び地上デジタル放送対応テレビをいいます。

② 独立行政法人等

独立行政法人（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含みます。）及び特殊法人が対象家電製品を購入^(注)する場合については、国の交付金又は補助金等（委託費を含みます。）ではなく事業収入等の自主財源による購入であることが明確にできなければ、エコポイントを取得できません。

(注) エコポイント取得は、平成 21 年 5 月 15 日から平成 22 年 3 月 31 日までの購入が対象です。

(2) 国の補助がある場合のエコポイント取得

法人又は個人が国の補助金等を用いて対象家電製品を購入する場合、当該購入者は、エコポイントを取得できません。

補助金等の交付省庁等（交付予定を含む。）におかれては、補助金等の交付対象者に対して、国の補助金等を用いて対象家電製品を購入した場合にはエコポイントを取得できないこと及びエコポイント登録申請を行ってはならない旨、周知いただくようお願いいたします。

なお、現時点で把握している対象家電製品の購入が想定される補助金等（＝当該補助金等を用いて対象家電製品を購入した場合、エコポイントを取得できないもの）の一覧（例）は別紙1のとおりです。

2. 対象家電製品に関する情報提供等について（協力依頼）

国費の不正取得を防止する観点から、国の行政機関若しくは独立行政法人等又は別紙1(5)(6)に掲げる補助金等の交付対象者が当該補助金等により購入^(注1)した対象家電製品^(注2)について、以下の情報を各省庁等の物品管理官等^(注3)からグリーン家電エコポイント事務局へ別紙2により御提供いただくようお願いいたします。

また、購入した対象家電製品の保証書及び納品書等取引を証する書面を保管いただき、必要に応じ、問合せへの対応に御協力をいただきますよう、お願いいたします。

- ・販売店（納入業者）名
- ・メーカー名
- ・購入日
- ・購入品目
- ・購入台数

(注1) エコポイント取得の対象となる平成21年5月15日から平成22年3月31日までの購入に限ります。

(注2) 1契約あたり10台以上購入した場合に限ります。

(注3) 各省庁等の物品管理官、各独立行政法人等又は各補助金等担当課室から、直接又は各省庁等においてとりまとめの上、御提供願います。

(担当)
環境省・経済産業省・総務省
グリーン家電普及推進室 矢部
電話：03-3502-0625（直通）
メール：GKADEN3@env.go.jp